

太田市
データ分析基盤及び BI ツールの
整備・運用業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月

太田市役所おた未来戦略部企画政策課マーケティング戦略室

1 目的

太田市では、市が保有するデータを積極的に活用し、より効果的な事業計画及び評価の実施に寄与するために、EBPM(Evidence Based Policy Making)を推進することで、住民サービスの質の向上や行政サービスにおける生産性の向上を目指している。

このたび、データを集約・分析するための基盤及び BI ツールを整備・運用することを目的に、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

2 発注する業務名

太田市データ分析基盤及び BI ツールの整備・運用業務委託

3 業務内容及び履行期間

(1)業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

※「業務委託仕様書」の記載事項について、同等の内容をより良い方法で実現することができるのであれば、別案を提案しても構わない。

なお、別紙「業務委託仕様書」の「3 要件の詳細」に示す要件は、別紙「基本要件一覧(資料 2)」及び「インフライメージ図(資料 3)」に基づくものとし、うち「必須」とされた要件は、提案にあたり実現可能であることを要する。

また、「任意」とされた要件は提案を必須としないが、提案がある場合は評価の対象とする。

(2)履行期間

別紙「業務委託仕様書」のとおり

4 提案限度価格

令和9年度・10年度・11年度 合計31,030,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(1)初年度費用(令和9年度)

10,610,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(2)次年度以降費用(令和10年度～令和11年度)

20,420,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※提案価格が上記の価格以上となる場合、提案を無効とする。

※見積書の記載にあたっては、次の事項を満たすものとする。

- ・ 「3(1)業務内容」の提案に要する費用すべての内容(税込み)を記載すること。
- ・ 初年度費用と運用費用(令和9年度～令和11年度)をそれぞれ記載すること。
- ・ 提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳

5 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6 参加資格要件

提案できる事業者は、次の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 直近3年(令和6年～令和8年)以内に自治体(都道府県又は市区町村)を契約相手方としてデータ分析基盤及び BI ツールの整備・運用業務履行実績があること。

- (2) プライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメント(ISMS等)の認証を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規程に該当していないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体の指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 参加表明書(様式第1号)の提出締切日において国税及び地方税の滞納のない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規則に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその構成員でないこと。
- (9) 本プロポーザルに参加を表明する者は、「15 契約の締結(1)」で示す協議が終了するまでに、太田市入札参加資格者登録を完了していることとする。

※上記要件の基準日は、本プロポーザルへの参加を申込んだ日とする。

7 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和8年10月15日(木)～11月9日(月)
- (2) 配布方法 太田市ホームページに掲載し、配布する。
- (3) 配布書類
 - (ア)太田市データ分析基盤及び BI ツールの整備・運用業務委託 公募型プロポーザル実施要領
 - (イ)太田市データ分析基盤及び BI ツールの整備・運用業務委託 仕様書
 - (ウ)参加表明書 (様式第1号)
 - (エ)秘密保持誓約書 (様式第2号)
 - (オ)会社概要書 (様式第3号)
 - (カ)業務実績表 (様式第4号)
 - (キ)質問票 (様式第5号)
 - (ク)辞退届 (様式第6号)

8 プロポーザルの参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下のとおり関係書類を提出すること。

なお、(カ)及び(キ)については、法人設立または事業開始から1年未満のため提出ができない場合、その旨を記した理由書(自由様式)を提出すること。

- (1) 提出書類
 - (ア)参加表明書 (様式第1号)
 - (イ)秘密保持誓約書 (様式第2号)
 - (ウ)会社概要書 (様式第3号)

(エ)業務実績表 (様式第4号)

(オ)プライバシーマークの取得又は情報セキュリティマネジメント(ISMS 等)の認証を受けていることを確認できる書類(写し)

(カ)決算書の写し

直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分)

(キ)直近1か年分の納税証明書

- ①法人の場合
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・本店所在地の法人市町村民税
 - ・本店所在地の固定資産税・都市計画税
- ②個人の場合
 - ・消費税及び地方消費税
 - ・住所地の個人市町村民税
 - ・住所地の固定資産税・都市計画税

(ク)本市の入札参加資格を有していない場合、下記の書類についても提出すること。

①商業登記簿謄本(申請日の3か月以内のもの)

②印鑑証明書 (申請日の3か月以内のもの)

(2) 参加表明の期限

令和8年11月9日(月) 16:30 まで(必着)

(3) 提出先

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所おた未来戦略部企画政策課マーケティング戦略室

(4) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留で送付することとし、持参の場合は開庁日の9時から 16 時 30 分までの間で受け付ける。

9 質問及び回答

(1) 提出期限 令和8年10月29日(木) 16:30 まで(必着)

(2) 提出の方法 電子メール

※件名については以下の通りとすること

「【質問】データ分析基盤及び BI ツールの整備・運用業務委託プロポーザル」

※電子メール送付後、電話で電子メールを送付した旨連絡すること。

(3) 質問様式 質問票(様式第5号)

(4) 提出先 企画政策課マーケティング戦略室メールアドレス

電子メール : 005206_mx.city.ota.gunma.jp (※_を@に換えてください。)

(5) 市からの回答

質問及び回答の内容は、令和8年11月5日(木)までに、本市ホームページ上で公表する。

(6) 備考

- ・ 回答する際、質問内容は要旨とする場合がある。
- ・ 事業者名が明らかに特定できるような内容については、回答しない場合がある。
- ・ メール以外での質問、受付期限後の問合せには、回答しない。

10 辞退

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届(様式第6号)を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和8年 11 月 13 日(金) 16:30 まで(必着)

(2) 提出先

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所おた未来戦略部企画政策課マーケティング戦略室

(3) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留で送付することとし、持参の場合は開庁日の9時から16 時 30 分までの間で受け付ける。

11 提案書等の提出

提案書は仕様書に沿って作成し、わかりやすく簡潔な表現を用いること。

(1) 提出物・提出書類

ア 提案書(任意様式)

- ・ 提案書には、別紙「基本要件一覧(資料 2)」に示す必須要件への対応方針及び、任意要件に対する提案内容を記載すること。
- ・ 正本についてのみ、表紙(1 ページ目)に事業者名を記載すること。
- ・ 正本、副本ともに、2 ページ目以降に、記載項目ごとの目次を作成すること。
- ・ 正本、副本ともに、本文(ヘッダ及びフッタ含む)に事業者名が特定できるような固有名称やロゴマークを記載しないこと。ただし、BIツール等のパッケージ名・製品名については記載してよい。
- ・ 本文のフォントサイズは 10 ポイント以上で作成すること。図表や画像についてはこの限りではないが、可能な限り視認性の高い資料とすること。
- ・ プリントアウトしたときに、A4 サイズにおさまるレイアウトとすること。
- ・ タテ、ヨコの書式(レイアウトの向き)については自由とするが、ヨコ書きの日本語で記載すること。
- ・ 100ページ以内とし、通し番号を付すこと。

イ 見積書(任意様式)

- ・ 見積書に記載の内容は「4 提案限度価格」を参照すること。
- ・ 正本のみに添付すること。

ウ アの電子データを格納した CD-ROM か DVD-ROM

※拡張子は「.pdf」とすること。

※ウィルスチェック等の必要措置はあらかじめおこなうこと。

(2) 提出期限 令和8年 11 月 26 日(木) 16:30 まで(必着)

(3) 提出先

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所おた未来戦略部企画政策課マーケティング戦略室

(4) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合は、簡易書留で送付することとし、持参の場合は開庁日の9時から16時30分までの間で受け付ける。

- (5) 提出部数
 - ・ 提案書7部(正本1部、副本6部)
 - ・ (1)「提出物・提出書類」アの電子データを格納した CD-ROM か DVD-ROM 1枚
- (6) 備考
 - ・ 提出された図書等は、返却しない。
 - ・ プロポーザル参加表明をしていない場合は、提案書等を提出することができない。

12 審査方法

仕様書に基づき提出された提案書等について、データ分析基盤及び BI ツールの整備・運用業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)においてプレゼンテーション・ヒアリング(以下、「ヒアリング」という。)を実施する。

(1) ヒアリング審査について

(ア)日程 令和8年12月21日(月)または22日(火)

※詳細な時間帯については、対象事業者に対し市から連絡を行う。

※上記スケジュールを予定しているが変更もあり得る。

(イ)ヒアリングの方法及び実施場所等

①ヒアリングの方法

- ・ 提案者により提案書内容の補足説明を行い、その後に審査員との質疑応答を行う。
- ・ 提案書等の記載内容に関し、30分程度の説明を求める。その後、15分程度の質疑応答を行う。説明時間内に、BI ツールのデモンストレーションを行うこと。
- ・ 説明内容と企画提案書内容が著しく異なる場合は、選考対象外となる可能性がある。

②実施場所

- ・ 対面方式での開催を想定している。
- ・ 場所については、対象事業者に対し市から連絡を行う。

③参加人員

提案者からは最大3名とする。

④使用機材

提案者は補足説明時に当該説明資料を75型モニター等に出力投影できる。本市からは、75型モニター・HDMI ケーブル・電源ケーブルを用意する。それ以外の機材は、提案者側で用意すること。

(2) 審査基準

審査においては、別紙「基本要件一覧(資料 2)」に示す必須要件の充足状況及び、任意要件に対する提案内容を評価する。具体的な審査・評価の対象、配点については、別紙「審査基準表(資料4)」のとおりとする。

13 選考方法

- (1) 審査委員会では、審査委員が評価項目ごとに評価し、配点に応じて得られた点数を合計し、最高点を得た提案者を候補者として選定する。なお、総合得点の最も高い提案をした参加者が複数存在した場合(同得点1位の場合)、委員長の合計得点(評価要件の得点の合算)の高い者を最優秀提案者とし、本業務の候補者として選定する。

(2) 全委員の合計点数が満点の6割に満たない場合は候補者としない。

14 審査結果の通知

- (1) 提案者全員の電子メールアドレス宛に通知し、電話等による問い合わせは応じない。
- (2) 審査結果に対する異議申し立てをすることはできない。

15 契約の締結

- (1) 審査により選定された候補者と契約締結に向けた協議を行う。なお、契約交渉が不調となった場合は、審査順位が上位の提案者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約方法は本プロポーザルに基づく随意契約とする。
- (3) 契約にあたっては太田市契約規則(平成17年太田市規則第75号)に基づくこととする。
- (4) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び契約金額は太田市との協議で決定する。
- (5) 協議が不調となった場合であっても、それまでに要した費用の補償は行わない。

16 注意事項

- (1) 提案に係るすべての費用については、参加事業者の負担とする。
- (2) 提案は1者につき、1件とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以後の提出書類の差替え及び再提出などは原則として認めない。
- (5) 提出された書類は、審査目的以外での使用はしない。
- (6) 提出書類について情報公開開示請求があった場合は、太田市情報公開条例(平成17年太田市条例第9号)に基づき公開する。
- (7) 提出された書類は、審査範囲内で複製することがある。
- (8) 提出書類の著作権は、参加表明者に帰属する。
- (9) 提案にあたって、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、参加表明者の責任において処理すること。
- (10) プロポーザルの提案者が1者であっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。なお、プロポーザルに参加した全提案者が失格の場合は、企画提案方式により再公募する。
- (11) 本市が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (12) 本プロポーザルへの参加不参加を問わず、本業務において知りえた情報(周知の情報は除く)は、本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (13) 契約履行にあたり契約業務の全部を第三者に委託することを禁止する。
- (14) 本選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (15) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。
- (16) 審査委員会は非公開とし、内容の照会等には応じない。

17 無効・失格

- (1)提案者の資格及び条件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (2)提出書類に虚偽の記載又は重大な過失による不実記載等がある場合は、失格とする。
- (3)選定後において、(1)又は(2)に相当することが判明した場合は、当該選定結果を無効とし、失格とする。
- (4)提出書類に不足がある場合は、失格とする。
- (5)提案した価格が提案限度価格以上となる場合、提案を無効とする。

18 担当部署(問い合わせ)

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所おおた未来戦略部企画政策課マーケティング戦略室

電 話 : 0276-47-1892

電子メール : 005206__mx.city.ota.gunma.jp (※__を@に換えてください。)

担 当 : 山木(やまき)

以 上